

産業建設委員協議会記録

| | |
|-------|-------------------------|
| 開会年月日 | 平成 27 年 5 月 22 日 |
| 開会時刻 | 午後 2 時 5 分 |
| 閉会時刻 | 午後 2 時 16 分 |
| 出席委員名 | ◎浜口 和久 ○世古 明 上村 和生 北村 勝 |
| | 辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 山本 正一 |
| | 宿 典泰 |
| | 小山 敏議長 |
| 欠席委員名 | |
| 署名者 | |
| 担当書記 | 中田 隆人 |
| 協議案件 | 伊勢お得旅商品券事業について《報告案件》 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 説明者 | 産業観光部長、観光誘客課長、その他関係参与 |
| | |
| | |

☆協議経過並びに概要

浜口委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、報告案件として「伊勢お得旅商品券事業について」の説明を当局から受け、若干の質疑を行った後、聞きおくこととした。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午後2時5分

◎浜口和久委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、報告案件として、伊勢お得旅商品券事業についてでございます。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては委員長にご一任願いたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。そのように取り計らいさせていただきます。

それでは、伊勢お得旅商品券事業についての御報告をお願いいたします。

●佐々木産業観光部長

本日は御多忙のところ、議会終了後に、産業建設委員協議会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御報告をさせていただきます案件は、先ほど委員長から御案内がありましたとおり、伊勢お得旅商品券事業についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

●東世古観光誘客課長

それでは、伊勢お得旅商品券事業について御説明申し上げます。

この事業は、国の消費喚起型交付金事業として実施しようとするものであります。まずは、資料の1枚目をご覧ください。

1の実施内容につきまして、ご説明申し上げます。

(1)の目的に記載いたしましたとおり、この事業は、市外のお客さまに、伊勢へ旅することへのお得感を感じていただき、旅行先として伊勢を選んでいただくというものであります。

(2)に記載いたしました、当事業の概要でございますが、2,000円分のお土産物などを購入していただける観光商品券を、1,200円で販売することにより、お得感を感じていただくものです。

ただし、国の交付金の使途制限によりまして、ふるさと商品を利用対象とする、ふるさと商品券に条件付けをする必要がございますことから、利用可能店舗には条件が付されることとなります。

(3)商品券の形態につきまして、でございますが、500円券を4枚で1セットとし、1セットで2,000円分といたしております。

また、(4)にも記載いたしましたとおり、1人あたりの購入限度額を設けることといたしております。また、宿泊者自らが宿泊する施設で購入する場合は、25セット、5万円を、また、それ以外の販売施設におきましては、3セット、6,000円を上限といたしております。

商品券の販売施設といたしましては、(5)に記載いたしました、市内の宿泊施設、また審査して決定する市内の観光協会である事業者、および観光案内所を予定しております。

そして、(6)に記載しております、この商品券をお客さまが利用していただける店舗につきましてですが、先の条件のとおり、観光協会の中でもふるさと商品を取り扱い、観光客を顧客ターゲットとしていること、また観光協会がこの事業のために設置する

認定会において認めたお店とさせていただきます。

なお、この商品券の利用期間は、今年の7月1日から12月31日までの6カ月間とさせていただきます。

裏面をご覧ください。

2に記載させていただきました、想定しております事業規模ですが、商品券発行額は5,250万円、発行セット数にして2万6,250セットとしております。

また、商品券の発行に伴う交付金の利用額の上限も設けることとし、2,100万円を想定しております。

3に記載の当事業のスケジュールでございます。お配りさせていただきました資料には、5月上旬に店舗募集のための説明会を開催と記載いたしておりますが、去る8日に説明会のほうは実施をさせていただきました。今後は、施設及び店舗を確定させていただき、そして、6月1日に三重県の事業をPRするホームページ、および伊勢市においても公開をする予定といたしております。

なお、三重県との連携につきまして、少し説明をさせていただきたいと思っております。

同じ消費喚起型交付金事業といたしまして、三重県が実施する旅行券事業、こちらは宿泊料金を補助する内容となっておりますが、全国的に実施しておりますことから、この県の事業のみでは、魅力の創出となり得るとは言い難いのが現状でございます。

そこで、県の旅行券事業との相乗効果を狙い、県が宿泊料金を、また市がお土産代の、その双方を補助することによりまして、伊勢への旅がよりお得であることを認識いただき、旅行先として選んでいただこうと考えている次第です。

資料の2枚目につきましては、商品券及び広報と現地PR等の流れを、また資料の3枚目につきましては、スケジュール案をそれぞれ記載させていただきましたので、後ほどご高覧ください。

以上、伊勢お得旅商品券事業についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件でございますが、特に発言がありましたら、お願いいたします。

御発言はありませんか。

○辻孝記委員

PRをせないかんこともありますから、教えてほしいんですけども。先ほど商品券の購入限度額等がですね、いろいろ載っております、宿泊者自身が宿泊施設に泊まった場合は、その施設で5万円が上限、その他の店舗では6,000円ということですので、例えばその宿泊者がですね、そこで5万円分買う。それ以外の店舗で伊勢の町を歩いていく中で買う。いくつも店舗を渡り歩くとですね、それぞれのところで無限大にいけるといふことがあるんですが、その辺はどのようにしておられるのか。

●東世古観光誘客課長

その辺はですね、私どもも実は懸念しているところでございます、購入いただくにあたりましては、一応市外にお住まいであるということで、身分証明等を一応提示いただくようには販売の店舗のほうにはお願いをさせていただいておりますけれども、いくつか渡って買っていただくということも実際には可能にはなるかと思っておりますので、その辺の購入にあたるルールについてはですね、販売するときに説明いただくようお願いしようというふうには考えております。

○辻孝記委員

説明してもらおうというのはどのようにされるかわかりませんが、もう一点、2泊3日とかですねさまざまあるかと思っておりますので、宿泊施設が変わればですね、その施設でもまた買えるということにもなりますし。例えばこれ、総セット数が決まっております。そうすると、早い時期にですね、これ全部使われてしまうとですね、後の方が使えなくなってしまうということもあろうかというふうに思うんですが、その辺のところの情報発信とか

はどのようにお考えになっておられるんですか。

●東世古観光誘客課長

早々にですね、売り切れるのであれば、それはそれでありがたいお話だというふうには考えておりますが、売れ残るというのもまたひとつ懸念している部分ではあるんですけれども、早急に売り切れるのであれば、それはありがたいお話というふうには考えておりません。

○辻孝記委員

ありがたいといわれればありがたいのかもわからんけど、後から来る人がそういったものを利用できないという状態になってしまうんですけども、そのフォローとかいうことはどのように考えておるのかお聞きしたいんですけども。

●東世古観光誘客課長

国の交付金を利用しての事業となりますので、追加での発給というのがですね、できないのが現状でございます。

ですので、いわゆる早い者勝ちという事業になります。

○辻孝記委員

早い者勝ちはいいんですけど、先ほども言われましたように課題やというふうに当局も考えておられるのであればですね、その課題をしっかりと克服してもらわないとですね、対外的なことも起こってくるかと思いますので、心配になりますので、その辺はどのようにこれからやっていこうというふうに思っておられますか。

●東世古観光誘客課長

店舗での販売に当たりましてですね、1人当たり買っていただける限度額というのをで

すね、しっかりお買い求めいただくお客様のほうにも認識いただけるような形でですね、合わせてPRをしていきたいというふうに考えます。

○辻孝記委員

懸念する部分というのはそういった部分もありますし、県とのコラボも含めてしっかりやってほしいなというふうに思ってますし、伊勢市への観光客をどんどん来てもらいたいというのがあるわけですから、皆さん平等にね、行き渡るような形をしっかりと検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎浜口和久委員長

他に御発言ありませんか。

(「なし」と叫ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時16分